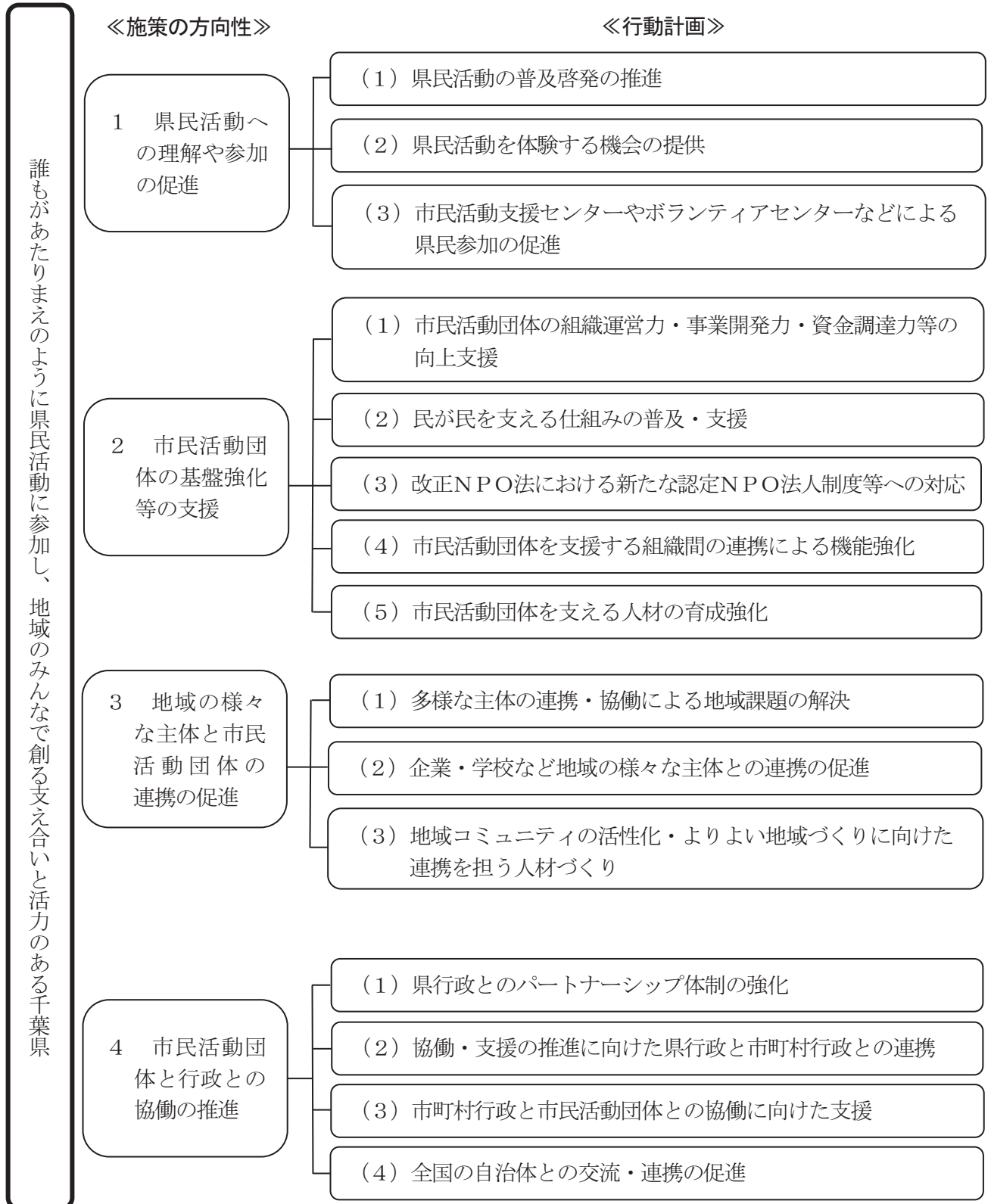


VI 行動計画

施策の方向性で整理した4つの柱に沿って施策を展開していくため、次のとおり施策の具体的な行動計画を定め、平成24年度から平成26年度までの3か年で実施します。

<施策の体系図>



1 県民活動への理解や参加の促進

多くの県民があたりまえのように県民活動に参加することで地域に関わっていく社会の実現に向けて、県民の県民活動に対する理解を深め、活動への参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するとともに、様々な形で広報・普及啓発を行います。

(1) 県民活動の普及啓発の推進

できるだけ多くの県民が、ボランティアとして積極的に地域の活動に参加していくためには、県民活動の意義や役割を理解し、参加への意欲を持ち、活動の場につながる必要があります。

そこで、ホームページや情報誌などの各種広報媒体や「県民活動情報オフィス」を活用した情報発信を行うとともに、多くの県民を対象にしたシンポジウムや説明会、講座の実施など様々な機会や方法により普及啓発を図ります。

また、市民活動団体の活動やボランティア活動へのより多くの県民の理解と参加に向けた様々な催しを実施する強化月間「ちばNPO月間」を展開して、県民の市民活動団体への参加意欲の向上を目指します。

・「ちばNPO月間」における各種普及啓発イベント



【市民活動フェスタ】

ステージイベントや展示など、地域ごとに工夫を凝らした催しを開催



【NPOの日普及イベント】

NPOの日(12月1日)に、県内の市民活動団体が、一斉にJRの駅頭などでリーフレットを配布

(2) 県民活動を体験する機会の提供

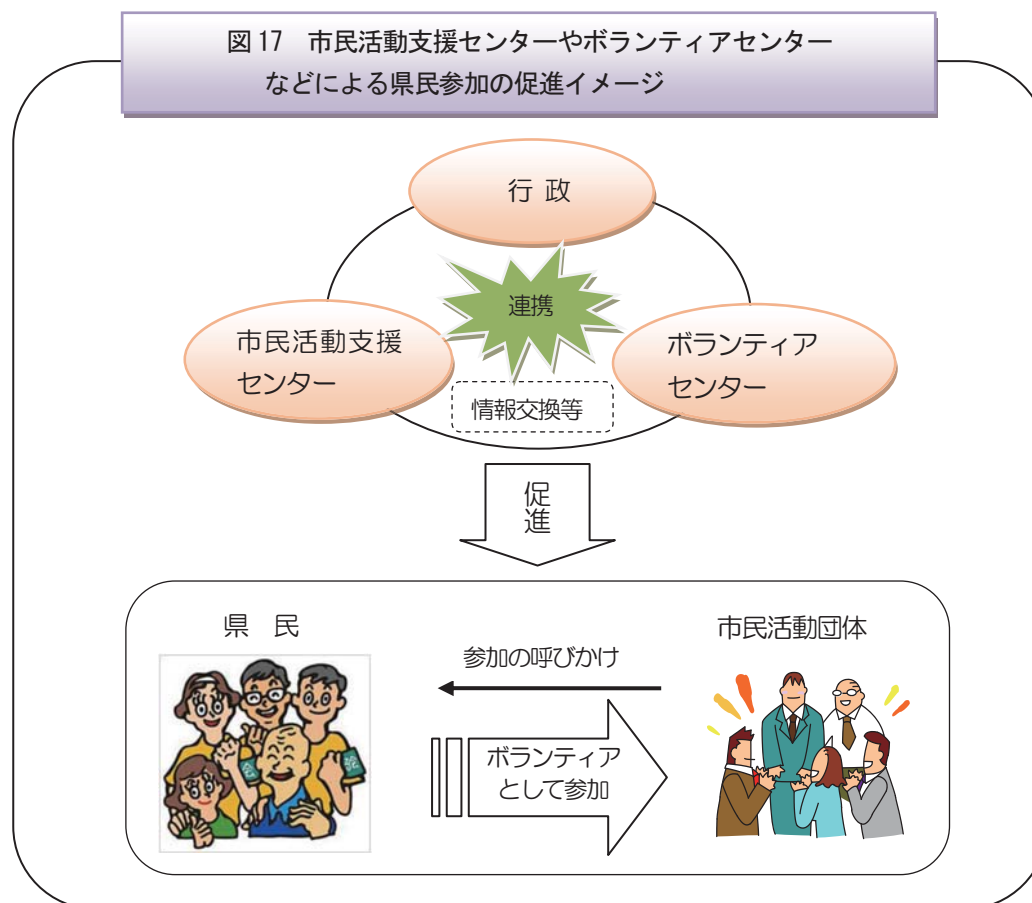
世代を超えた広範な県民の参加を促進していくためには、豊富な知識・経験と高い社会参加意欲をもつシニア層を中心にした県民に市民活動団体の活動を知り、体験できる機会を提供していくことが重要です。

そこで、多彩な市民活動団体との出会いの場や活動体験についての情報を提供するなど、県民の市民活動団体への参加につながる取組を実施します。

(3) 市民活動支援センターやボランティアセンターなどによる県民参加の促進

多くの県民にボランティア活動への円滑な参加を促すためには、市民活動支援センターやボランティアセンターなどの支援組織の果たす役割が重要です。

そこで、支援組織間での情報交換や意見交換などを行う機会を設け、支援組織同士の連携を強化させることにより、その支援機能の充実を図ります。



2 市民活動団体の基盤強化等の支援

市民活動団体が、安定的、継続的に活動を実施していけるよう、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤の強化に向けた支援を行います。

(1) 市民活動団体の組織運営力・事業開発力・資金調達力等の向上支援

市民活動団体が地域社会の信頼を得て、自立的・継続的に活動を行うためには、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤を強化することが重要です。

そこで、情報開示、情報発信、税務・会計、危機管理、IT等を活用した組織運営、地域のニーズを先取りした事業開発、寄付金や助成金・融資などの多様な資金を得るために必要な能力の習得等、団体の活動基盤強化に向けた講習会や相談会等を実施します。

(2) 民が民を支える仕組みの普及・支援

県民や市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など、様々な主体が地域の課題解決に取り組んでいますが、地域をより良くするためには、主体間が連携するとともに、それぞれが持っている資金・物品・人材・サービス等の資源を持ち寄り、生かし合うことが重要です。

県内でも民間の市民活動支援組織が中心となって、地域の様々な主体を結びつけ、相互の資源やサービスの提供を促進することで、様々な主体による地域の課題解決に向けた取組を支える仕組み(民が民を支える仕組み)が構築・運営されています。

そこで、この仕組みがさらに多くの県民や市民活動団体、企業に活用され、地域の課題解決が進むよう、その普及を支援します。

(3) 改正NPO法における新たな認定NPO法人制度等への対応

認定NPO法人制度は、NPO法人の大きな課題である資金不足を解消し、その活動を充実していく上で極めて重要な制度です。

そこで、NPO法人が、平成23年6月に改正されたNPO法において導入された新たな認定制度を活用できるよう、制度全般に関する普及啓発を図ります。

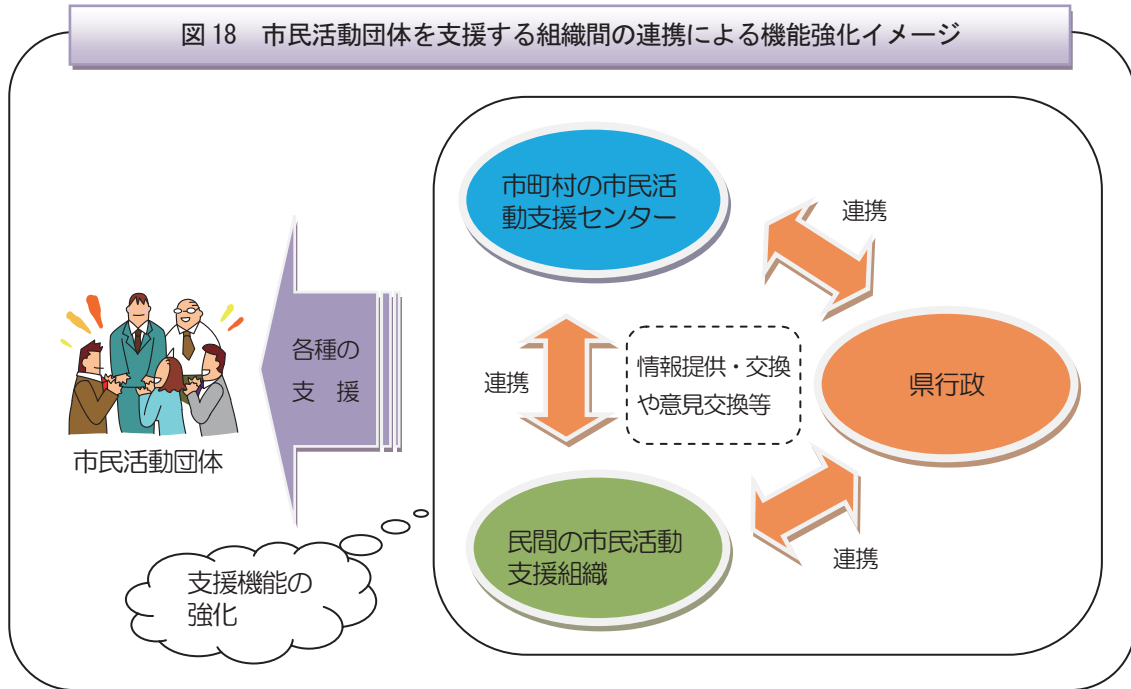
併せて地方税法において導入された、条例個別指定による個人住民税の寄付金税額控除制度を導入する必要性や、導入する際に検討すべき内容等について、新たな認定制度の利用状況を勘案しつつ研究します。

(4) 市民活動団体を支援する組織間の連携による機能強化

市民活動団体が活動しやすい環境整備に向けては、情報提供や相談などを提供する市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織間の連携による機能の充実が重要です。

そこで、市民活動支援センターや民間の市民活動支援組織など市民活動団体を支える様々な主体間の連携を促進し、必要な情報提供・交換や意見交換などを行うことにより、市民活動団体を支援する機能の強化を図ります。

図 18 市民活動団体を支援する組織間の連携による機能強化イメージ

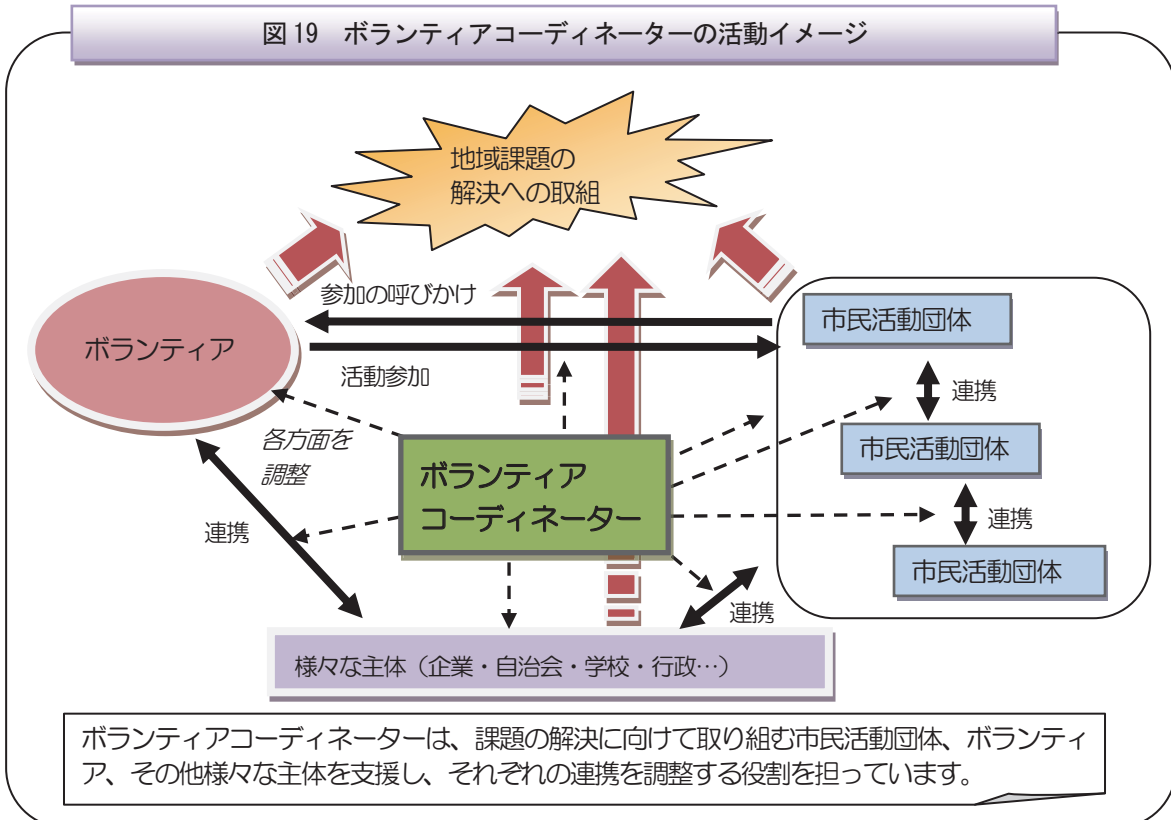


(5) 市民活動団体を支える人材の育成強化

市民活動団体が継続して事業を実施していくためには、活動を支えるボランティアの力を引き出す人材の育成が重要です。

そこで、市民活動団体とボランティアをつないだり、ボランティア活動の企画・調整を行うなど、市民活動団体とボランティアがそれぞれの力を発揮できるよう支援するために必要な専門の能力を持つ人材（ボランティアコーディネーター）の育成強化を図ります。

図 19 ボランティアコーディネーターの活動イメージ



ボランティアコーディネーターは、課題の解決に向けて取り組む市民活動団体、ボランティア、その他様々な主体を支援し、それぞれの連携を調整する役割を担っています。

3 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進

県民の視点に立ったより良い地域を作っていくため、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う、地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援を行います。

(1) 多様な主体の連携・協働による地域課題の解決

地域で発生している様々な課題を解決するためには、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など多様な主体が対等な立場で議論し、合意形成を行いながら、それぞれの特性を生かし役割を分担して取り組んでいくことが重要となっています。

そこで、多様な主体が連携・協働して行う各地域の課題解決に向けた取組に対して支援を行います。

(2) 企業・学校など地域の様々な主体との連携の促進

地域経済の担い手である企業は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通して地域社会に活力をもたらしており、さらに、地域の一員として積極的に社会貢献活動を展開するなど、社会的責任意識が高まっています。

また学校においては、教育に対する社会全体の連携の強化が求められています。

地域の課題解決力を高めていくに当たり、これら企業や学校と、市民活動団体とが相互の理解のもとに連携していくことで、特に大きな相乗効果が生まれることが期待されます。

そこで、企業との連携においては、県行政が調整役となって、企業と市民活動団体との意見交換の場などマッチングの機会を提供し、パートナーシップ事業の成立及び実施を支援するとともに、さらなる連携を促進するため、その事業成果についての広報に努めます。

また、学校との連携については、相互理解を深め、連携に向けての具体的な方策を学ぶための講座を教職員及び市民活動団体のそれぞれに対して開催し、連携促進を図ります。

さらに、地域の様々な主体と市民活動団体が連携・協働して地域課題の解決に取り組んでいる事例を表彰・周知することにより、連携による地域づくりに対する県民の関心を高め、その促進を図ります。

(3) 地域コミュニティの活性化・よりよい地域づくりに向けた連携を担う人材づくり

地域コミュニティを活性化させ、地域をより暮らしやすいものにするためには、コミュニティ内で地域づくりの核となる人材や、専門性をもって地域づくりに貢献する人材の育成が重要です。

そこで、生涯大学校において、元気で意欲のある高齢者を地域活動の担い手として活躍できるよう養成するカリキュラムを導入します。

また、各地域内で活動するボランティアに対して、各種の専門分野についての育成講習を開催します。さらに、県行政や市町村行政の間で地域コミュニティの活性化に向けた情報共有を行い、連携を図ります。

4 市民活動団体と行政との協働の推進

市民活動団体と行政とのパートナーシップ体制の更なる強化を通して、行政と市民活動団体が地域の行政課題を共有し、その解決に向けた効果的な施策づくりを進めます。

また、住民に最も身近な市町村行政と市民活動団体との協働が普及・浸透するよう、県行政と市町村行政の間で情報交換を行うなどの連携を図ります。

(1) 県行政とのパートナーシップ体制の強化

市民活動団体と県行政とのパートナーシップを推進していくには、県庁内の各部署の職員が市民活動団体について理解を深め、具体的な協働事例に触れていくことが大切です。

そこで、協働事業を実施する関係課に協働の窓口となるパートナーシップ推進員を設置し、推進員会議を活用して、市民活動団体や具体的な協働事例及び課題等について知る機会を設けます。

(2) 協働・支援の推進に向けた県行政と市町村行政との連携

県内全域で市民活動団体と行政との協働や市民活動団体の支援を促進していく上で、県行政とともに、最も地域に近い行政組織である市町村行政が、地域の実情を踏まえながら取り組んでいくことが求められています。しかし、市町村行政によって取組状況はまちまちなのが実情です。

そこで、市民活動団体との協働や支援施策について県行政と市町村行政が互いに情報交換する場を設けるとともに、県行政と市町村行政がともに先進事例等を学び合うための検討会を開き、各種施策づくりに反映させていきます。

(3) 市町村行政と市民活動団体との協働に向けた支援

市町村行政と市民活動団体との連携を促進し、地域の課題解決力を高めていくには、相互の理解促進や出会いの場の設定などの側面支援が有効であると考えられます。

そこで、市町村の事業担当課と市民活動団体を対象として、それぞれ協働についての理解促進を図る講座を実施するとともに、双方が出会い、課題を共通認識する場として意見交換会等を実施します。

(4) 全国の自治体との交流・連携の促進

市民活動団体の活動を支援し、県行政との協働を進めていく上では、全国の自治体とも交流、連携し、先進的な取組等の情報交換をすることによって、よりよい協働のあり方や施策づくりを行うことが可能となります。

そこで、全国の自治体の連携による市民活動支援施策の向上等を図ることを目的とした「NPO活動推進自治体ネットワーク」や「NPO活動推進自治体フォーラム」への参加を通じて得られた知見を、県行政の協働や支援施策に反映させていきます。